

公立大学法人名古屋市立大学の業務実績に関する評価指針

平成19年1月30日
名古屋市公立大学法人評価委員会決定

本評価指針は、名古屋市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的な事項を定めるものとする。

1 評価の前提

(1) 地方独立行政法人制度の基本

地方独立行政法人制度の基本は、地域社会の健全な発展に資する等の公共上の見地から行う事業を確実に実施していくため、法人自ら自律性と効率性を発揮して業務を運営し、業務内容の公共性・透明性を確保するとともに、市民に対し、中期目標に関する法人業務の実績・成果について徹底した説明責任を果たしつつ、不断の改革・改善を行っていくことにある。

(2) 公立大学法人としての性格

公立大学法人は、地方公共団体が設置するという性格から、地域における高等教育の提供と地域社会での知的・文化的拠点としての役割を担っており、大学本来の使命である教育研究の更なる充実・活性化とともに、それぞれの地域における科学・技術、芸術・文化、産業・経済等の発展及び市民福祉の向上に積極的に貢献していくことが重要となる。

(3) 教育研究の特性への配慮

評価委員会の行う評価は、この2つの基本的な考え方を踏まえた上で、なお大学としての「教育研究の特性」に配慮しつつ、中立・公正な立場から、客観的かつ厳正に実施されることが求められる。

2 評価の基本方針

(1) 各事業年度終了時には、中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗状況を確認し、当該事業年度の業務実績について評価する。

また、中期目標期間終了時には、当該期間における中期計画等の実施状況の調査・分析を行い、達成状況について総合的に評価する。

(2) 教育研究の特性や法人の大学運営の自主性・自律性に配慮するとともに、法人全体の組織・業務運営等について、改善すべき点を明らかにする一方、意欲的な取り組みを積極的に支援するなど、法人の継続的な質的向上に資する評価を行う。

(3) 評価を通じて法人の状況を分かりやすく示し、市民への説明責任を果たす。

3 評価の方法

評価委員会は、法人による自己点検・評価をもとに、各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）と中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。

年度評価及び中期目標期間評価のほか、法人を取り巻く環境の変化なども踏まえ、中期目標の期間の中間点において、その時点における総括を行い、当該期間までの中期計画の進捗状況の確認を行う。なお、この場合において、中期計画の達成が困難と認められるなど、中期目標・中期計画の見直しが必要と考えられる場合については、法人の意見を踏まえつつ、その見直しについても検討し、必要な意見を述べるものとする。

(1) 年度評価

- ①法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標の達成に向け、各事業年度における中期計画等の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、各事業年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ②教育研究については、その特性への配慮から、原則として専門的な観点からの評価は行わないが、法人による自己点検を踏まえた上で、評価委員会において進捗状況を把握し、その確認・点検を行う。
- ③評価結果等を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

(2) 中期目標期間評価

- ①法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行う。
- ②教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。
- ③評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。
- ④具体的な実施方法については、年度評価の実施状況を踏まえ、別に実施要領で定める。

4 評価を受ける法人において留意すべき事項

法人は、評価を受けるにあたり、以下の点に留意するものとする。

- (1) 評価委員会は法人から提出される業務実績報告書等をもとに評価を行うことから、中期計画等の達成状況などについて、法人自ら説明責任を果たすことを基本とすること。
- (2) 法人は、達成状況を客観的にあらわすために、できる限り数値指標等の指標を設定すること。特に、経営面を明らかにする指標については、作成することが望ましい。
また、中期計画・年度計画において「検討する」、「充実を図る」などの抽象的な表現を使用しているものに関しては、中期計画で示された到達年度に基づき、その達成状況・進捗状況ができる限り明らかになるよう工夫すること。

(3) 法人における自己点検・評価の視点と体制について

①視点

法人は、公立大学の利害関係者である学生や大学に関心を持つ多くの市民の視点に留意し、法人が行う自己点検・評価に際して用いる指標や基準、評価結果及びその活用方法について、できる限りわかりやすく説明すること。

②体制

法人は自ら説明責任を果たすという観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明確にし、理事長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立すること。

5 その他

本評価指針及び別に定める実施要領は、必要が生じたつど、評価委員会に諮ったうえ見直すものとする。